

介護保険サービスの利用について

4月から介護保険制度が始まりました。今までの福祉施策や保健・医療サービスとして行われていた介護サービスが、4月から基本的には介護保険のサービスに移行し、要支援または要介護の認定を受けたかたがが必要なサービスを選択し、利用しています。また、市では、介護保険によるサービスを希望するかたの要介護認定申請と福祉施策によるサービスを希望するかたの申請を随時受け付けています。今回は、介護保険サービスと高齢者福祉サービスについて、利用の仕方、内容などをお知らせします。



サービスが利用できるかた

65歳以上のかた
寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）また、常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったかた。

40歳から64歳までの医療保険に加入しているかた

初老期痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になったかた。

サービス利用の手続き

1 要介護認定の申請

介護保険のサービスを受けるためには、要介護認定の審査を受けることが必要です。要介護

認定の申請は、市役所窓口のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設でも代行できます。

2 認定結果の通知

通常、申請から30日以内に、市から審査の結果が通知されます。要介護（要支援）状態に認定された場合、サービスが利用できます。認定された介護の度合いにより、受けられるサービスの上限が違ってきます。

「自立」と判定された場合、介護保険のサービスは受けられませんが、自立支援のための福祉施策（6ページをご覧ください）が受けられますので、「ご相談ください」

3 ケアプラン（介護サービス計画）の作成

要介護認定を受けたかたは、居宅介護支援事業者を選んで、どのようなサービスが必要か相談してケアプランを作成します。

問い合わせ介護保険課へ内線1551～1554

ケアプランは、自分で作成することもできます。

4 サービスの利用

ケアプランをもとにサービスの提供を受けます。

サービスの種類

要介護（要支援）状態と認定された場合、次のサービスが利用できます。

在宅サービス

家庭を訪問するサービス

訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・訪問入浴介護・居宅療

養管理指導

通所によるサービス

通所介護・通所リハビリ

短期入所サービス

短期入所生活介護・短期入所療養介護

福祉用具の貸与・購入や住宅

改修

その他

痴呆対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護

介護サービス計画作成

施設サービス

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム

介護老人保健施設

老人保健施設

介護療養型医療施設

療養型病床群など

要支援

状態のかたは、施設サービスは受けられません

サービスの利用料

サービスを利用したときにかかった費用の1割が、個人負担になります。

ケアプランを作成せず、直接申し込んだ場合、一旦全額を支払い、後日9割分を保険から受ける方法（償還払い）になります

利用料等の負担軽減について

高額介護サービス費の支給
介護保険サービスの自己負担分が一定額を超えたときには、その超えた部分について、市が高額介護（支援）サービス費を支給することとなっています。

これは利用者の負担が過重にな

らないように負担の上限を設定したもので、基本的には医療保険における高額療養費制度と同様の仕組みです。高額介護サービス費は、同一世帯の要介護者および要支援者が、同じ月に受けたサービスにかかる利用者負担を合算して、3万7千200円を超える場合に支給されます。なお、所得が少ないかたの場合は、負担の上限が低額に設定されています。

高額介護サービス費貸付制度
介護サービスに要する費用の支払いが困難なかたに対し、高額介護サービス費支給額の範囲内で一時的に資金をお貸しする制度があります。

所得の少ないかたの利用料などの負担軽減

訪問介護サービス利用料軽減
65歳になる前から障害者施策による訪問介護を無料で利用していたかた、40歳から64歳で要介護・要支援認定を受けているかたで、生計中心者の所得税が非課税のかたは、平成16年度まで個人負担が3%になります。

前記以外のかたで、平成12年3

月以前、1年間に訪問介護サービスを無料で利用していたかたは、平成14年度までの3年間は個人負担3%、その後段階的に引き上げ、平成17年度からは、通常どおり10%になります。

高額介護サービス費の支給
老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた：利用者負担額が月額1万5千円を超える場合に支給

前記以外で世帯全員が市民税非課税のかた：利用者負担額が月額2万4千600円を超える場合に支給

旧措置入所者の負担軽減

介護保険施行前から特別養護老人ホームに入所しているかたは、収入に応じて5年間の負担軽減があります。

老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税のかた：利用料0～300円
料0～3%、食費0～300円
前記以外の世帯全員が市民税非課税のかた：利用料3～10%、食費500円

狭山市独自の利用料軽減

狭山市独自に所得の少ない世帯の利用者負担を軽減します。
高額介護サービス費適用後
老齢福祉年金受給者で、世帯全

介護保険サービスの利用について

「自立」と判定されたかたが受けられるサービス

要介護認定で「自立」と判定された場合、介護保険によるサービスは受けられませんが、状態により、狭山市独自の福祉サービスが受けられます。

高齢者福祉施策による自立支援サービス

生活援助員等の派遣...自立生活援助員などが訪問し、日常生活を援助します
 生きがいデイサービス...デイサービスセンターや老人福祉センターで、日常動作訓練、給食サービスなどのサービスを提供します
 生活支援ショートステイ...1回の利用につき7日間程度老人ホームを利用し、日常生活を支援します

要介護認定を問わず、日常生活に支障のある 65歳以上のかたが受けられるサービス・手当

日常生活用具の給付・貸与...歩行に支障があるかたのためにシルバーカー（介護保険で「自立」と判定されたかたのみ）を、ひとり暮らしのかたなどに火災警報器、電磁調理器などを給付します。また、福祉電話を貸与します

おむつの給付...在宅で寝たきりのかたなどのために、生計中心者の所得状況に応じて紙おむつを給付します

訪問理容サービス...理容店に行くことが困難なかたのために理容師が自宅を訪問し、カットなどを行います

配食サービス...ひとり暮らしや寝たきりのかたのために、市内の業者が調理したお弁当（昼食）を配食します（月～金曜日の希望日）

緊急通報サービス...慢性的な病気などのために日常生活に注意を要するひとり暮らしのかたなどの緊急事態に対応するため、緊急通報装置を設置します

寝具乾燥消毒サービス...ひとり暮らしや寝たきりのかたのいる家庭を訪問し、寝具類の乾燥消毒、水洗いを行います

寝たきり老人手当...老衰や病気により寝たきり状態、精神活動の低下が著しい状態（痴呆）が6か月以上継続しているかたに、月額1万1千500円を支給します。ただし、施設などに入所している場合は除きます

ひとり暮らし老人手当...70歳以上のひとり暮らしのかたで市民税が非課税のかたに月額5千円を支給します。ただし、施設などに入所している場合は除きます

問い合わせ高齢者福祉課内線1573・1574か最寄りの在宅介護支援センターへ 在宅介護支援センターでは、高齢者の介護や福祉に関する相談や関係機関との調整、各種サービスの申請代行を行っています

員が市民税非課税のかた：利用料の2分の1を補助
 前記以外で世帯全員が市民税非課税のかた：利用料の4分の1

を補助
 心身に障害のあるかたの利用料の軽減
 障害者手帳（1～3級）療育

手帳（A、A、B）をお持ちのかたを対象に、介護療養型医療施設利用料、訪問看護サービス利用料の全部または一部を補助

1551～1554
 問い合わせ介護保険課へ内線